

都市計画区域マスタープラン（長崎県決定）を 変更するため公聴会および説明会を開催します

島原都市計画の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の変更案の作成に当たり、市民皆さんの意見をお聞きするため公聴会および説明会を次のとおり開催します。なお、公聴会で公述を希望する人は、次の要領で公述の申し込みをしてください。



公聴会および説明会

▼とき 6月4日(木) 19時30分～

▼ところ 森岳公民館大ホール

※公聴会終了後、説明会を行います。

なお、公述の申出がなかった場合は公聴会を行います。

都市計画の変更素案の閲覧

公聴会の開催に当たり、事前に都市計画の変更素案を閲覧できます。

▼閲覧図書 計画書および方針図

▼閲覧期間 5月1日(金)～5月25日(月)

9時～17時(土・日曜、祝日を除く)

▼閲覧場所 都市整備課都市計画班

- ・長崎県都市計画課
- ・島原振興局道路都市計画課

公述の申し込み・問い合わせ先

長崎県都市計画課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 (☎095-894-3033)

・電子メールアドレス (s08020-1@pref.nagasaki.lg.jp)

・ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/section/toshikei/index.html>

都市整備課都市計画班 (☎③1111内線2206)

公述の申し込み

▼申込方法

公述申出書に住所、氏名、年齢、職業および電話番号、意見の要旨、その理由を記載し、郵送か持参または電子メールで県都市計画課まで提出してください。公述申出書の様式は県ホームページからダウンロードできます。

▼提出期限 5月25日(月)必着

都市計画区域マスタープラン

将来の土地利用の方針、道路・公園・下水道などの整備方針、自然的環境の保全の方針などを定めるものです。

町内会・自治会に加入しましょう！

町内会・自治会連合会では、5月を「加入促進月間」として、町内会や自治会への加入促進を図っています。

皆さんも町内会・自治会に加入し、親睦や交流を深め、より豊かで潤いのある地域づくりに参加してみませんか。

一番身近な自治組織

町内会・自治会は、地域に住む方々によって運営されている一番身近な自治組織です。

現在、市内には227の町内会・自治会があり、多くの人が加入し、お互いに協力し合い、支え合いながら、住みよい豊かなまちづくりに取り組んでいます。

自主防災組織

町内会・自治会では、いつ起こるかもしれない災害に備え、自主防災組織をつくり防災訓練を実施するなど、いざというときの備えを行い、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。



町内会・自治会の主な活動

①地域でのふれあい：スポーツ大会、子ども会、運動会など

②地域での助け合い：自主防災活動、防犯パトロールなど

③地域への思いやり：独居老人への声掛け、敬老会など

④地域の生活環境向上：防犯灯やごみステーションの維持管理、市からの行政文書の回覧など

⑤地域へのやさしさ：清掃活動、緑化活動など

⑥歴史と文化の継承：祭り、精霊流し、伝統芸能など



▼町内会・自治会への加入問い合わせ先 お住まいの地域の会長または秘書人事課 (☎③1111内線124)